

貨物自動車運送事業・運転者向け講習

＜「ヒトとクルマ」安全運行のために＞

1. 安全運行の必要性

国内物流の多くを支えるトラック輸送（トン・ベースで約 _____ %以上）
お客様、荷主様から安心して荷物を預けていただくために

死傷事故の状況（緑ナンバートラックが第一当事者の場合）

（1）会社への影響 「事故・違反が多いと…」

- ・お客様、荷主様、社会からの信用を失ってしまいます。
- ・監督官庁から…行政監査、行政処分（警告、施設使用停止、事業停止、許可取消）
- ・Gマークへの影響…これから取得する すでに取得している
重大事故による影響は…
- ・昨今はこんなこともありました…ネット炎上事例

（2）ドライバー本人にも責任が生じます。

- ①刑事上…厳罰化の傾向（自動車運転死傷行為処罰法・道路交通法）
- ②行政上…免許証に対する処分、仕事にも大きな影響
- ③民事上…高額賠償例、解決に長い期間を要する場合も…
- ④道義上…社会人としての責任

「プロとしてハンドルを握る責任は重い」→安全運転を

2. 安全運行の基本 健康管理

健康状態に起因する事故が増加しています→健康は安全の基本

（1）日常の管理

①定期健康診断

◆必ず受診する（ドライバーだけでなく会社にとっても義務となっています）

◆指摘事項へは必ず対応する。

（道路貨物運送業の有所見率は、全産業平均より高い）

②休養・睡眠

睡眠時間が5時間未満の場合は、それ以上に比べてヒヤリハットが_____倍

- 寝つきをよくするために スマホ・携帯・PCは控える
寝る前の入浴や軽い運動で体温を上げる
- 寝起きをよくする 光には眠気を覚ます効果
- 仮眠のコツ 眠気だけの解消 20分以内（個人差あり）
眠気解消+疲労回復 90分以上（ " ）

③飲酒

- 適度な量、週に1~2日の休肝日
- アルコールは意外と長く残ります。残酒に注意（特にプライベート運転）

(2) 運転中、体調不良になった場合

絶対に無理をせず、運行を中断し会社（管理者）に連絡する。

3. 安全運行の基本 車両を大切に

(1) 車両故障による運行中止は…

国交省（運輸支局）への報告が必要

(2) 日常点検

1日1回、運行開始前に目視などにより日常点検を実施する。

(3) キャビンの整理整頓など（よい環境でよい仕事）

(4) 運転支援装置

機能の誤った理解が事故の一因と考えられる例

■正しく知る

→性能、機能を正しく知っておく（車両メーカーで異なる場合あり）

■正しく使う

→勝手な判断で警報音や装置の切断をしない

4. まとめ

- ◆運転のプロとして「ルール順守・マナー運転」
- ◆身体・クルマをよく知り、万全の状態に保つ

以 上